

# 社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会傾聴ボランティア派遣事業実施要綱

令和4年5月27日制定

## (目的)

第1条 この事業は、日頃から話をする機会の少ない高齢者を対象に、町民の参加と協力を得て傾聴活動を行うことにより、人と「話す」という人が本来持っている欲求を満たし、高齢者の孤独や不安を軽減させて充実した日常生活を過ごせるように支援し、もって地域福祉の増進を図ることを目的とする。

## (事業の運営)

第2条 事業の実施及び運営は、社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会が行い、傾聴活動は、傾聴ボランティア登録者が行うものとする。

## (利用者)

第3条 この事業の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 話し相手を希望する町内在住のおおむね65歳以上の高齢者
- (2) ひとり暮らし障害者
- (3) その他特に協議会会長(以下「会長」という)が必要と認めた者

## (事業内容)

第4条 この事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 活動内容 傾聴ボランティアが在宅の高齢者宅を訪問し、話し相手をする。
- (2) 訪問回数 月1回から2回程度。(その他希望に応じて対応する。)
- (3) 訪問日及び時間 月曜日から金曜日(祝祭日を除く。)午前9時から午後4時までの間の1回30分から1時間程度とする。
- (4) 訪問記録 傾聴ボランティアは訪問の都度、傾聴ボランティア訪問活動記録票(様式第3号)を作成する。

## (利用申請)

第5条 傾聴ボランティアの派遣を希望する者は、傾聴ボランティア派遣事業利用申請書(様式第4号)により会長に申請するものとする。

## (利用の調査及び決定等)

第6条 会長は、前条に規定する申請書を受領したときは、その内容を傾聴ボランティア派遣事業個人調査票(様式第5号)により調査の上、傾聴ボランティア派遣事業の可否を決定し、その結果を傾聴ボランティア派遣事業利用決定通知書(様式第6号)、または却下通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(利用料)

第7条 傾聴ボランティア派遣利用料は、無料とする。

(個人情報の取扱について)

第8条 協議会は、傾聴ボランティアを派遣するにあたって事業利用者の住所、氏名、電話番号、家族構成等サービスの提供に必要な個人情報を、訪問する傾聴ボランティア、吉岡町、地域包括支援センター等に提供できるものとする。また緊急時には警察署、消防署等にも提供できるものとする。

2 傾聴ボランティアは、この事業上知り得た個人情報について、事業遂行の目的の場合を除き、一切の秘密を厳守しなければならない。傾聴ボランティアを辞めた後も同様とする。

(傾聴ボランティア)

第9条 派遣する傾聴ボランティアは、この事業を理解し、傾聴活動に必要な知識と熱意を有し、かつ以下の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 傾聴ボランティア養成講座若しくはそれと同等の講座を受講した者
- (2) 傾聴活動の講座を受講した者と同等の知識を有する者
- (3) その他会長が認めた者

2 傾聴ボランティアになろうとする者は、傾聴ボランティア登録票（様式第1号）により会長に申し込みするものとする。

3 会長は、前項の規定により申し込みがあったときは、傾聴ボランティア名簿に登録するとともに、傾聴ボランティア登録証（様式第2号）を交付するものとする。

4 会長は、登録した傾聴ボランティアがこの事業にふさわしくないと認めたときは、登録を取り消すことができる。

5 登録した傾聴ボランティアは、その資格を喪失したときは、ただちに登録証を返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1. この要綱は、令和4年6月1日から施行する。